

気候変動枠組条約第 18 回補助機関会合 (SBSTA18) における吸収源 CDM の議論

平成 15 年 6 月 17 日
林野庁 計画課 海外林業協力室

1. SBSTA18 においてほぼ確定した定義([ブラケット]は未確定であることを示す。)

(1) project boundary (プロジェクト境界)

AR-CDM(注 1)プロジェクト活動の行われている地理的境界。[ただし、プロジェクトはいくつかの分散した植林地で行われることもある。] 計測すべき炭素プールに関しては、事業参加者が、排出源でないと透明かつ検証可能な方法で立証した炭素プールについては、計測すべき炭素プールとしなくてもよい。[同境界は、AR-CDM の実施の結果、増加したと考えられる 6 つの GHG ガスの排出源のみを含める。]

(2) baseline net greenhouse gas removals by sinks(ベースライン(注2)による純吸収)

(AR-CDM プロジェクトがない場合の境界内の炭素蓄積の変化) - (AR-CDM プロジェクトがない場合の 6 ガスの排出量)。計測すべき炭素プールに関しては、事業参加者が、吸収源でないと透明かつ検証可能な方法で立証した炭素プールについては、計測すべき炭素プールとしなくてもよい。

(3) actual net greenhouse gas removals by sinks(プロジェクト活動による純吸収)

(AR-CDM プロジェクトに起因する境界内の炭素蓄積の変化) - (AR-CDM プロジェクトに起因する 6 ガスの排出量)。計測すべき炭素プールに関しては、事業参加者が、排出源でないと透明かつ検証可能な方法で立証した炭素プールについては、計測すべき炭素プールとしなくてもよい。

(4) leakage(リーケッジ)

吸収源 CDM プロジェクトに起因する、プロジェクト境界外で起こった、排出量[吸収量]の純変化。[正のリーケッジもあり得る。]

(5) net anthropogenic greenhouse gas removals by sinks(純人為的吸収)

(3) - (2) - (4)

2. SBSTA18 において対立、未調整になった定義・方法論に関する各国主張

論点	主張 1	主張 2(主張 1 と反対の主張)	SBSTA18 の議論の概要	SBSTA18 の議論の結果
	下段はその主張国	下段はその主張国		
再植林の基準年	ホスト国である非附属書 I 国(途上国)でのデータ入手可能性から 99 年末とすべき。	89 年末とする。	今次 SBSTA では議論されず。	89 年末、99 年末、登録[10]年前がブラケット付きで併記された。
	我が国、カナダ、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、中南米 G、インドネシア。	左以外のすべての国。		

論点	主張1		主張2(主張1と反対の主張)	SBSTA18の議論の概要	SBSTA18の議論の結果
	下段はその主張国		下段はその主張国		
非持続性(注3)	有効期限付きクレジットか保険付きクレジットかを事業者が選択可能とすべき。		有効期限付きクレジットのみ認めるべき。	有効期限付きクレジット、保険付きクレジットの得失を議論。	有効期限付きクレジット、保険付きクレジットの2つがオプションとして記述された。最終的に、2つともオプションとして残るか、有効期限付きクレジットのみが残るか、については、今後議論する。
	我が国、カナダ等。		EU、ブラジル、ツバル、マレーシア等。		
クレジット発生期間	20年・4回更新 50年・更新不可から、事業者が選択可能とすべき。		クレジット発生期間は排出源の場合と同様に短期間。	当初の議長ペーパーには、更新不可の選択肢がなかったため、入れるべきとの議論あり。	更新可能なオプション(期間[Y]年、更新可能回数[Z]回)、及び、更新不可のオプション(期間[X]年)の2つが、併記された。
	我が国、ボリビア。		中国等。		
リーケッジ	正のリーケッジはあり得る。		負のリーケッジのみ認める。	正のリーケッジを認めるべきとする国と、負のリーケッジのみ認めるべきとする国が対立。	正のリーケッジを示す語がブラケット付きで記述された。
	我が国、ボリビア。		EU等。		
追加性(注4)	炭素の追加性をもって、プロジェクトの追加性とすべき。		CDM 植林用 ANNEX において、資金的追加性、制度的追加性も、追加性の基準として記述すべき。	追加性の定義として、炭素の追加性のみ記述すればよいと考える国と、炭素の追加性+資金的追加性+制度的追加性を記述すべきと考える国とが対立。	追加性の定義の記述として、炭素の追加性以外に、資金的追加性+制度的追加性がブラケット付きで記述された。
	カナダ等。		EU、マレーシア、中国。		
不確実性	5つの炭素プール(注5)	5つの炭素プールのうち、排出源でないことが、透明かつ検証可能な方法で立証された炭素プールは、計測の対象とする必要なし。(国内森林の整備の場合と同じ。)	5つの炭素プールのすべてを計測の対象とすべき。	大多数の国は「5つの炭素プールのうち、排出源でないことが、透明かつ検証可能な方法で立証された炭素プールは、計測の対象とする必要なし。」と主張。	「5つの炭素プールのうち、排出源でないことが、透明かつ検証可能な方法で立証された炭素プールは、計測の対象とする必要なし。」とブラケット付きで記述された。
	我が国、他大多数。				
	6つのGHGガス	議定書3条1項ANNEX Aの6つのGHGガス(CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆)のうち、計測可能なもののみを対象とすべき。	議定書3条1項ANNEX Aの6ガス(CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆)のすべてが計測の対象となる。	マレーシアが非CO ₂ ガスの計測を主張した。非CO ₂ ガスの計測除外について、将来議論すべきとの主張あり。	非CO ₂ ガスの計測除外について、将来議論することとなった。
		マレーシア。			

論点	主張1	主張2(主張1と反対の主張)	SBSTA18の議論の概要	SBSTA18の議論の結果
	下段はその主張国	下段はその主張国		
社会経済的・環境的影響の分析・評価に当たってのチェックリストの必要性	事業者がプロジェクト設計書上で任意の様式において行うだけで十分(チェックリストを設けるべきではない)。	プロジェクト設計書の様式にチェックリストをビルトインすべき。	チェックリストが必要とする4国と、「チェックリストによる国際基準の適用は、ホスト国の尊厳をoverride するものである」という途上国とが対立。	社会経済的・環境的影響のチェックリストがブラケット付きで記述された。
	多くの途上国。	EU、ノルウェー、スイス、ツバルの4国。		
小規模吸収源 CDM	認められるべき。	小規模吸収源 CDM は一切認めない。	小規模吸収源 CDM が認められるべきというアフリカ・グループ等と、認めないという中国が対立した。	15 kilo-ton 以下または[XX]ha 以下の AR-CDM は簡素化された手続きが可能、という表現がブラケット付きで記述された。
	我が国、中南米グループ、アフリカ・グループ。	ブラジル、中国。		
直接的人為影響(注6)の分離(factoring out)	直接的人為影響の分離については、手法が未確立ゆえ、第一約束期間においては、分離不要。	第一約束期間においても、直接的人為影響の分離(factoring out)を行うべき。	ブラジルが直接的人為影響の分離(factoring out)を規定すべきことを主張。	モニタリング後のクレジットの計算において、直接的人為影響の分離(factoring out)を行うべし、とブラケット付きで記述された。
	我が国、他大多数の国。	マレーシア、ブラジル、中国、ツバル。		

(注1)AR-CDM: afforestation/reforestation CDM のこと。吸収源 CDM の対象となる活動は、afforestation(50年間森林でない地を森林にする行為)、及び、reforestation(基準年以来森林でない地を森林にする行為)に限定されている。基準年については、各国の意見が、89年末、99年末、登録[10]年前、と分かれている。

(注2)ベースライン: CDM事業がなかったと仮定した場合の、温室効果ガスの吸収量/排出量。

(注3)非永続性: CDM植林の結果として一度吸収固定された炭素が、伐採、山火事等により、排出され、吸収し固定したという効果が持続しないこと。

(注4)追加性: CDM事業の成立条件は、經常の事業(business as usual)でないことであるが、經常の事業でない(經常の事業に追加的である)ことを示す要素のこと。

(注5)5つの炭素プール: 地上部バイオマス、地下部バイオマス、落葉落枝、枯死木、土壌有機物。

(注6)影響の種類: 1990年以降の、直接的人為影響、間接的人為影響、自然影響、及び、1990年以前の影響。